理事長委任規程例

（趣旨）

第１条　社会福祉法人□□会（以下、「本会」という。）の運営に関しては、社会福祉法第45条の13の規定により理事会の権限として定められた事項のうち、理事長に委任する事項を本規程により定めるものとする。

（理事長委任事項）

第２条　定款第〇条第１項のただし書きの規定に基づき、理事長に委任することができる本会の業務については、次表に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種類 | 業務の範囲 |
| １　規程等の制定、改廃に関すること | ・各種規程（定款細則、評議員選任・解任委員会等本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）要領、マニュアル等の制定、改廃に関する事項。 |
| ２　職員の人事に関すること | ・施設長及び**その他重要な人事**の任免、進退並びに賞罰を除く職員の人事。※ゴシックの「その他重要な人事」の具体的範囲は法人の判断で決めて下さい。 |
| ３　職員の給与に関すること | **・重要、異例に属するものを除く事項。**※ゴシックの部分の具体的範囲は法人の判断で決めて下さい。 |
| ４　職員の労務管理、福利厚生に関すること | ・日常的な事項。 |
| ５　債権の免除又は効力の変更に関すること | ・債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。　　**ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。**　　なお、当該処分について理事長個人　が特別の利害関係を有する場合は除く。※ゴシックの部分の具体的範囲は法人の判断で決めて下さい。 |
| ６　運転資金、設備資金等の資金借入に係る契約に関すること | ・予算の範囲内の事項。　　なお、当該契約について理事長個人　が特別の利害関係を有する場合は除く。 |
| ７　工事請負及び物品納入等の契約に関すること | ・次に掲げる契約。　　**ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。**１　請負、売買、賃貸借、その他の契約でその予定価格が**1,000万円**を超えないもの。２　契約の性質又は目的が競争入札　に適さないもの。３　緊急の必要により行うもの。４　競争入札に付することが不利と認められるもの。５　時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのあるもの。６　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者が　ない場合に行うもの。７　競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。　　なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は除く。※ゴシックの部分の具体的範囲及び金額は法人の判断で決めて下さい。 |
| ８　固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること | ・取得及び改良にあっては、１件**1,000万円**以下（執行伺い済のものに限る）、処分にあっては１件の価格が**500万円**以下のもの。**ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。**なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は除く。※ゴシックの部分の金額及び具体的範囲は法人の判断で決めて下さい。 |
| ９　不用物品等の売却又は廃棄に関すること。 | ・損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であって1件の価格が**100万円**以下のもの。**ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。**なお、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は除く。※ゴシックの部分の金額及び具体的範囲は法人の判断で決めて下さい。 |
| 10　予算上の予備費の支出に関すること | ・予算に計上されたもの |
| 11　入所者・利用者の処遇に関すること | ・日常的な事項 |
| 12　入所者の預り金の管理に関すること | ・日常的な事項 |
| 13 寄附金の受け入れに関すること | ・寄附金の募集に関することを除く事項。**ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。**※ゴシックの部分の具体的範囲は法人の判断で決めて下さい。 |
| 14 本会、施設に関する情報の開示に関す　る事項 | ・定例的な事項。**ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。**※ゴシックの部分の具体的範囲は法人の判断で決めて下さい。 |
| 15 その他の業務に関すること | 1. 予算の編成に係る事項。
2. 事業報告書の作成、決算事務に関する事項。
3. 予算流用に関する事項。
 |

２　前項の規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

３　理事長は、第１項の規定により委任を受けた事項の執行状況について、直近の理事会に報告しなければならない。

（変更等）

第３条　この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を受けなければならない。

附　則

この規程は、　〇〇年〇月〇日から施行する。